平成２７年（フ）第１１７１号
大阪府寝屋川市錦町16番18号
破産者　丸柱　哲朗
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３７１号
大阪府八尾市刑部４―208―１　ルネサンス101号、住民票上の住所大阪府八尾市高美町１丁目２番９号
破産者　関本　新吾
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７５１号
大阪市住之江区北加賀屋１丁目１番23号　アレマーナ北加賀屋503号
破産者　柴田　香織（旧姓永尾）
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９４６号
大阪府摂津市一津屋１丁目20番８―402号
破産者　南谷　　久
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９７８号
大阪市生野区新今里２丁目11番18号　エクセルハイツ新地公園３Ｂ
破産者　髙山勇進こと　髙　　勇進
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０２９号
大阪府吹田市江の木町８番12号
破産者　内田機工こと　内田　州信
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０７７号
大阪市東住吉区住道矢田６丁目４番16号　レフィナードＳ・Ｙ302号
破産者　中野　孝男
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０８９号
大阪府寝屋川市豊野町15番50号　ラフォール寝屋川　Ｂ203号
破産者　瀧　　力
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１１６号
大阪市住之江区中加賀屋１丁目16番７―206号
破産者　さわ酒店・さわ酒販玉出店こと　澤　祝子
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２３６号
大阪市平野区平野南１丁目４番24号　谷口ビル301
破産者　中村　秀信
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７５号
大阪府柏原市古町２丁目７番17号
破産者　山本紙器工業所こと　山本　精二
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２７６号
大阪府羽曳野市白鳥１丁目５番７号、前住所大阪府南河内郡太子町聖和台２丁目16番地の２
破産者　大器塾こと　辻本　裕二
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２６号
兵庫県南あわじ市賀集立川瀬854番地
破産者　南　　雅行
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第６０号
神戸市兵庫区熊野町４丁目１－３－２Ｆ、住民票上の住所兵庫県南あわじ市榎列小榎列422番地１
破産者　冨士元明仁
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第１６号
兵庫県南あわじ市志知飯山寺250番地
破産者　勘田研磨こと　勘田　　智
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第１０２号
岡山県津山市野介代1566番地３
破産者　美甘　文枝（旧姓山根）
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第８８８号
広島市中区大手町３丁目３番13―506号、申立時の住所広島市中区大手町５丁目16番１―902号
破産者　カームエニーハウジングこと　木本　博之
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３２７号
広島市佐伯区皆賀２丁目１番31―707号
破産者　畑田　　剛
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８号
高知県四万十市具同7631番地１　サニー・クリアネスＡ103号室
破産者　松尾光太郎
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部